

6. 保 健 ・ 衛 生

- (1) 健康診断・健康相談
- (2) 学生相談
- (3) オフィスアワー制度
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害共済給付制度
- (5) 学生教育研究災害傷害保険

(1) 健康診断・健康相談

健康の維持には、日頃の予防が大切であることは言うまでもありません。本校では学生の健康診断、健康相談、応急処置等のため保健室を設け、看護師が常時待機して疾病傷害に対する応急処置にあたっています。

(1) 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法に基づいて毎年学年始めに実施しています。これは学生の健康状態を知り、学生の健康管理に資するとともに疾病の早期発見により適切な治療方法を指導し、学生の健康保持増進を図ることを目的としているため、学生は、全員受診するように義務づけられています。

(2) 健康相談

保健室では、希望時に内科医師、歯科医師及び看護師による健康相談を行っていますので大いに利用してください。

(2) 学 生 相 談

学生相談室では、相談員が学生の抱えている悩みや、修学・就職等についての相談に応じるため、カウンセラー等の協力を得ながら適切な助言と指導を行っています。どんな小さなことでもかまいません。一人で悩まず、大いに利用してください。

学生相談員：相談場所、相談員については掲示されます。

カウンセラー：来校日、相談場所、相談時間については掲示されます。

(3) オフィスアワー制度

オフィスアワーとは、各教員が履修相談等修学上の諸問題について、それぞれの研究室において学生の相談に応じるという制度です。各研究室前に都合の良い時間帯が掲示されています。授業に関する質問でもその他の相談でも結構です。気軽に来室してください。

(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

本校では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しており、学校の管理下（※）における傷害、疾病等に対する医療費の給付が保護者に対して行われます。授業中及びクラブ活動などで傷害を被ったときは直ちに保健室に届け出て手続きをしてください。なお、医療費等の給付の申請については、その都度、保健室に申請してください。

災害の種類	災害の範囲	給付金
負傷	負傷の原因である事故が学校の管理下（※）において発生し、かつ、療養に要した額 5,000 円以上のもの（自己負担額 1,500 円以上）	医療費 療養に要した費用の月額 4 割 支給期間 初診時より 10 か年月
疾病	学校の管理下（※）の行為によるもののうち次のもの 1 学校給食等による食中毒 2 ガス等による中毒 3 熱中症 4 溺水 5 異物の嚥下又は迷入による疾病 6 ウルシ等による皮膚炎 7 外部衝撃による疾病 8 負傷による疾病	
傷害	学校管理下（※）の負傷及び上欄の傷害が治った後に残った傷害でその程度により 1 級から 14 級に区分される。	
死亡	学校管理下（※）の事故による死亡（突然死を含む）及び上欄の疾病に直接起因することが明らかな死亡。	

※ 学校管理下の範囲について

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 通常の経路及び方法により通学する場合（通常の経路を逸脱した場合又は中断した以降は管理下となりません）

- その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

例えば

- ・ 学校の寄宿舎にあるとき
- ・ 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中

(5) 学生教育研究災害傷害保険

本校では、入学時に「学生教育研究学生傷害保険」の5年間補償に全員加入しています。

補償制度の対象事故

- (1) 教育研究活動中や通学中等に生じた急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害（ケガ）を対象とする。

①「教育研究活動中」とは次に掲げる場合をいう。

イ 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間^{*1}。

ロ 学校行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

ハ イロニ以外で学校施設内にいる間

学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間^{*2}。

ニ 課外活動中（クラブ活動中）

学校の規則に則った所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間^{*3}。

②「通学中等」とは次に掲げる場合をいう。

イ 通学中

学校の正課、学校行事または課外活動（クラブ活動）に参加するため、合理的な経路と方法^{*4}で、住居と学校施設等との間を往復する間。

ロ 学校施設等相互間の移動中

通学中と同じ目的・経路・方法で^{*4}で、学校施設等の相互間を移動している間。

(※1) 私的な状況でこれらに従事している間を除く。

(※2) 寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除く。

(※3) 学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除く。

(※4) 学校が禁じた方法を除く。

(2) 保険金の種類と金額

イ 死亡保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」 「課外活動（クラブ活動）中」 「通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

ロ 後遺障害保険金^{※5}（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」 「課外活動（クラブ活動）中」 「通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円～1,500万円

ハ 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数 ^{※6}	医療保険金
〔治療日数1日から対象〕 正課中 学校行事中	(対象外)	(対象外)	1日～3日	3,000円
			4日～6日	6,000円
			7日～13日	15,000円
	〔治療日数4日以上が対象〕 課外活動（クラブ活動）を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学中・学校施設等相互間の移動中	〔治療日数14日以上が対象〕 学校施設内外を問わず、課外活動（クラブ活動）を行っている間	14日～29日	30,000円
			30日～59日	50,000円
			60日～89日	80,000円
			90日～119日	110,000円
			120日～149日	140,000円
			150日～179日	170,000円
180日～269日	200,000円			
	270日～	300,000円		

⊕ 入院した場合

入院加算金（180日程度）	入院1日につき4,000円 (いずれの活動種別においても入院1日目から支払われる。)
---------------	---

(3) 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為等保険金が支払われない場合があるので、詳しくは保健室に尋ねること。

(※5) 死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金を支払う。

(※6) 実際に入院または通院した日数をいう。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象ではない。